

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 還付申告はお早目に

Q : 私は会社員です。昨年、多額の入院費を支払ったので、医療費控除を受けたいのですが、申告書の提出は2月16日以降でないとできないのでしょうか。

A : 還付申告は1月からできます。早く申告すれば、還付もそれだけ早くなります。

【解説】

医療費控除や雑損控除、寄付金控除は年末調整で控除を受けることはできませんので、確定申告によって税金の還付を受けることになります。

この還付を受けるための申告書には、申告期限は定められていませんから、翌年1月1日以降いつでもこれを提出し還付を受けることができます。もっとも還付金についての請求権は請求ができる日から5年間行使しないときは時効により消滅します。

ところで、所得税の確定申告の約半数は、還付の対象になるといわれています。税務署によっては膨大な件数になるため、3月に入って税務署が混雑する時期に還付申告に行くと、それだけ実際の還付の期日が遅くなることは間違いありません。

ただ、翌年1月1日以降であればいつでも還付申告はできるのですが、実際には、申告書用紙が揃うのが1月末頃になるようですので、それ以降であれば、確定申告開始日の2月16日を待たなくとも、早く申告すれば還付もそれだけ早くなるということです。

